

2016 年度第 1 四半期保安調査において
実施計画違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第一原子力発電所)

1. 建屋滞留水移送作業に係る業務管理について

●概要

水処理設備が点検により停止中という状況において、処理開始時期を 1 日延期するという情報（4 月 7 日から 8 日に延期）が水処理設備を所管するグループから水移送を所管するグループへ共有されていない状況で移送作業を行った結果、高温焼却炉建屋の滞留水水位が実施計画に定める運転上の制限を逸脱した。

●実施計画の該当条項等

第 3 条（品質保証計画）

7. 業務の計画及び実施

7. 5. 1 業務の管理

●対応状況

本件は、高温焼却炉建屋の水位計に警報がなく、また、建屋滞留水の水処理設備の所管グループと水移送を実施する所管グループとで情報共有が十分になされていなかったこと等から発生した。対策としては、高温焼却炉建屋の水位計に警報を設置するとともに、各所管グループ間による設備の運転計画に関する情報共有は書面をもって行うこととした。また、水位監視について、現在、任意に水位トレンドを監視する機能がないことから、今後、水位トレンドを監視する機能を追加する等を実施していく。

以 上